

一時預かり事業施設利用委託契約書

一時預かり事業を実施する施設 保育園を甲とし、一時預かり事業を利用する保護者 を乙として、甲乙間において、稲城市民間保育所一時預かり事業実施要綱に基づき次の事項について一時預かり事業施設利用委託契約を締結する。

第1条 甲は、乙の委託を受けて誠実かつ適切な児童の保育に努める。

第2条 保育期間は、 年 月 日から 年 月 日までの 日間とし、1日の保育時間は 時 分から 時 分までとする。

第3条 前条に定める保育時間内に当該児童に事故があったときは、甲乙で協議し解決するものとする。

第4条 乙は甲に対し施設利用料として日額 円を納めるものとする。

第5条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約を証するものとして、本契約書を2通作成し、甲乙双方署名または記名押印のうえ各々1通を保有する。

年 月 日

甲 保育所所在地 稲城市大丸 82-4
保 育 園 名 大丸ゆうし保育園 印

乙 住所
氏名 署名